



★★今月の特集★★

1. 男性の育児休業取得促進について
2. 36協定届の様式変更について
3. 健康保険証のオンライン資格確認について

1. 男性の育児休業取得促進について

厚生労働省の労働政策審議会では、令和3年1月18日、厚生労働大臣に対し、男性の育児休業取得促進について建議を行いました。

男性の育児休業取得率は、令和元年度で7.48%と、近年では上昇傾向にあるものの、未だ低い水準であり、取得期間も男性の場合は8割が1か月未満という状況にあります。また、一方で、育児休業を希望するも実際に取得することができた方は6割程で、残りの4割の方は取得することができなかったこととなります。

このような状況を受け、男性の育児休業取得促進に向けて、以下の項目が建議されました。

◆子の出生直後の休業の取得を促進する枠組み

実際に男性の取得ニーズの高い出生直後の時期について、現行の育児休業よりも柔軟で取得しやすい新たな仕組みを設けることとし、育児休業の分割取得や、労働者の意に反しない限りにおいて、休業中の一部就労を認めるなど、事業主と労働者で調整を図り育児休業の取得促進への取り組みを促す。

◆妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対する個別の働きかけ及び環境整備

職場の雰囲気やそもそも育児休業制度を知らないなどの理由で、育児休業の申出がないことを防ぐため、育児休業を取得しやすい職場環境の整備の措置を事業主に義務付ける。また、子が生まれる労働者への働きかけとして、個別に周知、取得の働きかけをすることを、事業主に義務付ける。

◆育児休業の分割取得等

現行の育児休業を分割して2回の取得を可能とするなど、夫婦交代で育児休業を取得しやすくする。

◆育児休業取得率の公表の促進等

男性の育児休業の取得を促進するため、少子化社会対策大綱等の閣議決定文を参考に、従業員1,001人以上の企業に対して男性の育児休業等取得率又は育児休業等及び育児目的休暇の取得率の公表を義務付ける。

円滑な施行を図るため、十分な準備期間を設けることが適当と締め括られています。例えば「父子手帳」だったり、「国の公式アプリで取得申請ができる仕組みを作る」等 誰もが父親の育児を当たり前と思う「何か」きっかけがあるといいなと感じています。

2. 36協定届の様式変更について

令和3年4月1日より「時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）」の様式が変更になります。

主な変更点は以下の2つ

- ① 36協定届における押印・署名の廃止
- ② 36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設（3か所）

- ① 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。

注意点

通常、使用者と労働者代表により労使協定書を締結し、締結内容を36協定届に記載の上、労働基準監督署に届出を行います。労使協定書については、引続き労働者代表及び使用者双方の署名又は記名・押印は必要となりますので、労使協定書と36協定届を兼ねる事業場においては、労働者代表及び使用者双方の署名又は記名・押印が必要となります。

② チェックボックス（3か所）

- (1) 時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内でなければならず、これを労使で確認したとするチェック。
- (2) 協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であることのチェック。
- (3) (2)の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選手されたものであることのチェック。

注意点

上記3か所のチェックボックスにチェックが入っていないと、有効な協定届とはみなされず、労働基準監督署において受理がされません。

厚生労働省のリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000708408.pdf>



3. 健康保険証のオンライン資格確認について

令和3年3月より、健康保険証の他、マイナンバーカードによる医療機関・薬局での受診や処方が可能となります。これは、マイナンバーカードのICチップ内にある電子証明書により、医療機関・薬局が、社会保険診療報酬支払基金、若しくは国民健康保険中央会を通じて、患者の被保険者資格情報を確認することができるものになります。これにより、医療機関・薬局において、通常時は、患者本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合に、薬剤情報・特定健診等情報の閲覧が可能となり、また災害等の非常時は特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認ができなくて

も、薬剤情報の閲覧をすることができるようになるため、

スムーズな診療及び薬剤の処方に繋がります。

ただし、現時点において、すべての医療機関・薬局がオンライン資格確認のできるシステム整備が完了している訳ではなく、まだシステム環境が整っていない医療機関・薬局もあることから、その場合はマイナンバーカードによる受診ができないため、引続き健康保険証の提示が必要となります。

マイナンバーカードによる受診を希望される際は、予めマイナンバーカードによる受診が可能か、医療機関・薬局について確認しておく必要があります。

なお、厚生労働省においても、各医療機関・薬局に対して、できるだけ早期にマイナンバー対応可能なシステムの導入を普及させるため、令和3年3月末までに必要なシステム導入を進める（又は発注を申し込む）医療機関・薬局に対して費用の補助を行い、普及を促しております。

様々なサービス毎に必要な複数のカードを一体化できるマイナンバーカード。健康保険証としても普及する日が待ち遠しいですね。

SATO コラム

昨年は雪不足で開設できなかったスキー場があるなど、暖冬と言われておりましたが、今年は反対に、各地で豪雪に見舞われ、大変ご苦労をされているかたが多くいらっしゃいます。地球温暖化とは？と思ってしまう昨今ですが、これも、地球温暖化が進む過程で起きている事象の一つなのでしょう？

ともあれ、今の自粛生活の中、早く外に出られるような暖かな日がくることを望む今日この頃です。

【発行元】

SATO社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005
東京都豊島区南大塚3-32-1
大塚S&Sビル5階
TEL: 03-6831-3310